

名称	区分	単位	額
海岸保全区域等占用料	工作物を設置するために占用するもの	1 平方メートル 1 年につき	210 円
	工作物を設置せずに原形のまま占用するもの	1 平方メートル 1 年につき	160 円
	電柱等（支線及び支線柱を含む。）	1 本 1 年につき	1,100 円
	鉄塔	1 平方メートル 1 年につき	600 円
	諸管の埋設	外径 20 センチメートル未満のもの	1 メートル 1 年につき
		外径 20 センチメートル以上 40 センチメートル未満のもの	1 メートル 1 年につき
		外径 40 センチメートル以上 1 メートル未満のもの	1 メートル 1 年につき
		外径 1 メートル以上のもの	1 メートル 1 年につき
	砂利	1 立方メートルにつき	260 円
	砂	1 立方メートルにつき	230 円
	土砂	1 立方メートルにつき	160 円

(摘要)

- 海岸保全区域等占用料又は土石採取料の額が 1 件 100 円未満の場合は、100 円とする。
- 占用物件の長さ、占用面積若しくは採取する土石の体積が 1 メートル、1 平方メートル若しくは 1 立方メートル未満であるとき、又は占用物件の長さ、占用面積若しくは採取する土石の体積に 1 メートル、1 平方メートル若しくは 1 立方メートル未満の端数があるときは、1 メートル、1 平方メートル若しくは 1 立方メートルとして計算するものとする。
- 占用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割りを持って計算し、なお、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算するものとする。
- 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）に基づく埋立ての用に供する土石の土石採取料は、この表に規定する額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。